

☆★☆*…*…*…

連 載 企 画



毎回個性的なラジオパーソナリティが、リスナーからのお便りを取り上げ、
監査について一緒に学んでいく深夜ラジオ。
第3回目は、DJ ドキュ★マネ による「法人文書管理監査の検出事項ワーストランキング」です。

ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON



（ドキュ★マネ）

はじまりましたオールカンサニッポン！本日のRP（ラジオパーソナリティ）はドキュ★マネです。さっそくリスナーからのお便りを紹介します。ラジオネーム、ピヨスタさんから「法人文書管理でのよくある間違いを教えてください。仕事で法人文書管理監査を担当することになったのですが、法人文書管理って、とっつきにくくて・・・」といただきました。
オッケーオッケー！不安で震えるピヨスタちゃんのために、今回は「法人文書管理監査の検出事項ワーストランキング」をお届けするよ！今日はピヨスタちゃんと電話もつながってるから、ピヨスタちゃん、よろしくね！

というわけで今回は、近年の法人文書管理監査で検出されることが多い事項、ワースト3を発表します。基本的な事項ばかりですので、日々の業務の際に気をつけていただければと思います。



（ドキュ★マネ）

まずは第3位！
ドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥル・・・ダンッ！
「原議書の決裁日、施行日、発送日の記入漏れ」



（ピヨスタ）

ウッ・・・思い当たる節しかない・・・

「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」抜粋
第 23 条　決裁を得た文書(以下「決裁文書」という。)の施行の日は、決裁の日とする。ただし、特別の理由があるときは、施行の日を決裁の日と異にすることができる。
2　決裁文書には、起案者において原議書表紙等に決裁年月日及び施行年月日を記入しなければならない。
第 27 条
3　文書を発送したときは、文書処理簿及び原議書表紙等に、それぞれ発送年月日を記入しなければならない。

「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」で規定されているとおり、原議書表紙等には決裁年月日、施行年月日、発送した場合には発送年月日を記入しなければいけません。法人文書の適切な取扱いの記録を残すため、忘れずに記入しましょう。特に原議書表紙を用いずに決裁を得る簡易な文書、いわゆる下駄版での決裁文書やワークフローでの記入漏れが多かったので、留意してください。



（ドキュ★マネ）

続いて第2位！
ドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥル・・・ダンッ！
「法人文書ファイル管理簿に記載の文書ファイル名と、現物の法人文書ファイル名の不一致」

「国立大学法人東北大学法人文書管理規程」抜粋
第 19 条　職員は、次条及び第 21 条の規定に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
一　作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
二　相互に密接な関連を有する法人文書を法人文書ファイルにまとめること。
三　前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。



（ドキュ★マネ）

ピヨスタちゃんは毎年実施されている「法人文書ファイル管理簿等の更新及び法人文書ファイルの点検実施」のときに現物ファイル名をきちんと全部確認している？



（ピヨスタ）

グヌヌッ・・・（今年は監査担当になったから全部チェックしたけれど、その前は実はちゃんと見ていなかったな。）



（ドキュ★マネ）

ついつい適当にやっちゃいがちだけど、せっかく年に1回、確認する機会があるんだから、その時にきちんとチェックしてね。
あと、法人文書ファイルの背表紙は法人文書ファイル管理簿のエクセル様式を活用して作成するように徹底すれば、法人文書ファイル管理簿に記載の文書ファイル名と、現物の法人文書ファイル名は必ず一致するし、保存期間の記入漏れなんかもなくなるよね。



（ピヨスタ）

はーい！これからは気をつけまーす！



（ドキュ★マネ）

そして、第1位の発表です！
ドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥルドゥル･･･ダンッ！
「文書処理簿又は特殊文書処理簿への未記入、一部記入漏れ、誤記入」

私、これはちゃんとやってました！



（ピヨスタ）

「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」抜粋

第 10 条　**普通文書は、文書担当係において文書処理簿に次の各号に掲げる事項を記入するとともに、当該文書に文書記号、文書番号及び受付年月日を記入（以下「普通文書の受付」という。）の上**、主管の係等に配付するものとする。ただし、主管の係等が文書担当係における普通文書の受付を経ることなく受領するときは、主管の係等において普通文書の受付を行うものとする。

一　文書記号及び文書番号
二　受付年月日
三　収受文書の文書記号、文書番号及び発信年月日
四　発信者名
五　受信者名
六　件名（件名のないものは、適宜件名を付すこと。）
七　その他当該文書の処理上必要な事項

第 11 条　特殊文書は、次の各号によって処理するものとする。

一　**親展文書及び書留郵便物（以下「親展文書等」という。）は、開封しないまま、特殊文書処理簿に所要事項を記入の上**、名あて人又は主管の係等に配付する。
二　文書と認められる親展文書等は、名あて人が不在のため事務の処理に支障を来すおそれがあるときは、前号の規定にかかわらず、特定の者が開封し、閲覧することができる。
三　親展文書等で名あて人又は前号の規定により開封する者が閲覧した後普通文書として取り扱うことを適当と認めたものは、以後、普通文書として取り扱う。
四　電報は、特殊文書処理簿に所要事項を記入の上、主管の係等に配付する。

第 24 条　発送文書に係る決裁文書は、文書処理簿に文書記号及び文書番号、件名、施行年月日、発信者、受信者等を記入しなければならない。ただし、当該決裁文書のうち文書番号省略文書及び簡易な文書については、この限りではない。

あれ？文書処理簿って、こんなに記入する項目があったんだ･･･
えっ？親展文書も特殊文書処理簿に書かないといけないんだ･･･



（ピヨスタ）



（ドキュ★マネ）

そうなんだよね。全く記入していなかったっていう事例もあるんだけど、記入すべき項目が足りていないという事例が一番多かったんだよ。今使っている様式には記載すべき項目がすべて記載できるようになっているか、確認してみてね。

一連の文書処理の証跡を正確に記録するため、「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程第10条」にある所要事項を具備した文書処理簿を定め、漏れなく正しく記入する必要があります。

また、同規程第11条第1項に基づき、親展文書及び書留郵便物は文書の収受年月日及び受領者名、受領年月日等の所要事項を記録し、受領者の受け取りまでの証跡を残す必要があります。



文書処理ってちゃんと規程や内規を見たことがなかったけど、これを機に一度目を通してみます！！

（ピヨスタ）



（ドキュ★マネ）

今日の「法人文書管理監査の検出事項ワーストランキング」はどうだったかな？基本的なことだけど、規程や内規を確認していなかったり、なんとなく処理していたりしていたことによる間違いが多かったよね？今日のオールカンサニッポン！を機に一度、規程や内規を確認したり、法人文書ファイル管理簿や文書処理簿を見直したりしてみてくださいね！

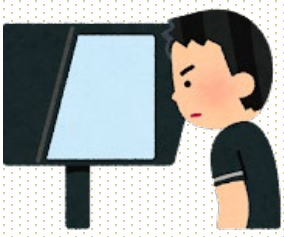
今年度ピヨスタちゃんが実施する法人文書管理監査では今日のランキングで出てきた事項は検出されないといいね！

ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON ALLKANSANIPPON

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「ビデオ判定いろいろ」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。



サッカー女子W杯 2023 の開幕戦の主審が初の日本人女性（副審 2 名も日本人女性）という快挙のニュースがあったが、その試合の中で VAR 導入後史上初のコールを主審が行われた！

VAR といえば、昨年のW杯で日本を救った「三苫の1ミリ」でも大いに話題になったが、今回の女子W杯で主審がフィールド上からマイクで判定内容を説明（コール）している。

日本の初戦ザンビア戦でも、VAR によるオフサイド判定で2度もゴールが取り消しになったが、日本の PK 失敗の場面で、相手 GK が動いていたとの VAR による判定でやり直しになり、見事ゴールにつながっており、VAR 効果が見事に発揮されている。

サッカーの VAR（ビデオ・アシスタント・レフェリー）は、ビデオをチェックする審判が主審に伝える方式で、監督や選手が判定に異議を唱えて確認するものではない。



ラグビーでは、TMO（テレビジョン・マッチ・オフィシャル）と呼ばれるビデオ判定システムがあり、主審とラインズマンからいわゆる第4の審判に TMO を要請して検証するケースが多く、主審と TMO とのマイク音声のやり取りも会場内に流されるので、観客も分かりやすい面がある。

一方で、選手や監督がビデオの確認を要求できるのが、テニスやバレーボール、そしてプロ野球などがある。

テニスは「ホークアイ（鷹の目）」というシステムにより、10 台のカメラを使って瞬時にボールの軌跡を映像解析して表示するもので、2006 年から始まっており、選手が審判の判定に異議申し立て（チャレンジ）が出来る。

バレーボールでも、「チャレンジシステム」として、2014 年から正式導入されており、監督から異議申し立てが行われる。

また、プロ野球では 2010 年から本塁打のビデオ判定が始まり、2018 年から「リクエスト制度」が導入され、こちらも監督からリプレー検証のリクエストがなされる。

実はビデオ判定で最も歴史があるのは、大相撲なのかも知れない。

1969 年（昭和 44 年）、大鵬が 45 連勝でストップした際の取り組みで、「物言い」がついて審判協議のうえ、行司差し違えで大鵬の敗戦となったが、スローモーションで確認すると行司軍配が正しく、「正規の大誤審」と騒がれたという。その翌場所から、ビデオ判定が導入され、審判長の場内説明も同時に始まっている。







その他、多くのスポーツでビデオ判定が導入されているが、いずれにしても、公平性や納得性を保つものとして、今後も発展していくと思われる。

競技によっては、判定のために試合の流れを止めてしまうことで興ざめとなるケースもあり、ラグビーのような接触プレーのある競技では、反則の度合い（レッドかイエローか）の微妙な判断が必要となるものについては、ビデオの事実に基づき、人間の判断が絶対必要になるのであろう。



野球のストライク判定では、AI によるロボット審判の試験運用が、マイナーリーグで始まっているという。審判が不在となるのではなく、ロボット（レーダー）の判定結果を審判に瞬時に伝えるものらしい。

この AI 審判の精度が上がって、メジャーに導入されたら、大谷選手のホームランはもっと増えることは間違いないのだが・・・。

監査室　S

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：新沼）
022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、國分、目黒）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University